

政策会議付議事案書（令和5年10月16日）

提案課名 行政経営課

報告者名 櫻井 秀樹

<p>事案名</p>	<p>秦野市部の設置に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>デジタル庁の設置や、デジタル田園都市国家構想の策定などの国の動きのほか、アフターコロナを踏まえた社会的な要請から、さらなるデジタル化の推進が求められています。</p> <p>本市では、その基幹的な役割を担っていた「情報システム課」の名称を、本年度から「デジタル推進課」に改め、「ICT活用推進計画」に基づいて取組を進めていますが、急速に進展するデジタル化に全庁的に対応していくことが必要です。</p> <p>このため、市民の利便性向上と業務の効率化の両面から本市におけるデジタル化を一層推進するに当たり、総合計画、行財政改革及び財政の所管部門との連携を強化し、政策的かつ戦略的に全庁的な取組として進めていくため、総務部デジタル推進課を政策部に移管するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和5年5月～7月 令和5年度秦野市行財政経営最適化委員会 政策部への移管について協議</p> <p>〃 9月 8日 同委員会において、政策部への移管について政策会議への付議を決定</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市部の設置に関する条例の一部を改正し、総務部デジタル推進課を政策部に移管すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和5年11月 第4回秦野市議会定例会に条例改正に係る議案を提出</p> <p>令和6年 4月1日 条例施行</p>	

秦野市部の設置に関する条例の一部を改正することについて

秦野市部の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

市民の利便性向上と業務の効率化に向け、本市のデジタル化を一層推進するに当たり、必要な組織の見直しを図るため、改正するものであります。

秦野市部の設置に関する条例の一部を改正する条例

秦野市部の設置に関する条例（昭和40年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク デジタル化の推進に関すること。

第2条第2号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市部の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策部 アーキ (略) <u>ク デジタル化の推進に関すること。</u> <u>ケ</u> (略)</p> <p>(2) 総務部 アーエ (略)</p> <p> <u>オーキ</u> (略)</p> <p>(3) - (9) (略)</p> <p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策部 アーキ (略)</p> <p> <u>ク</u> (略)</p> <p>(2) 総務部 アーエ (略) <u>オ 情報化に関すること。</u> <u>カーク</u> (略)</p> <p>(3) - (9) (略)</p>

秦野市部の設置に関する条例の一部を改正することについて

1 背景

デジタル庁の設置や、デジタル田園都市国家構想の策定などの国の動きのほか、アフターコロナを踏まえた社会的な要請から、さらなるデジタル化の推進が求められています。

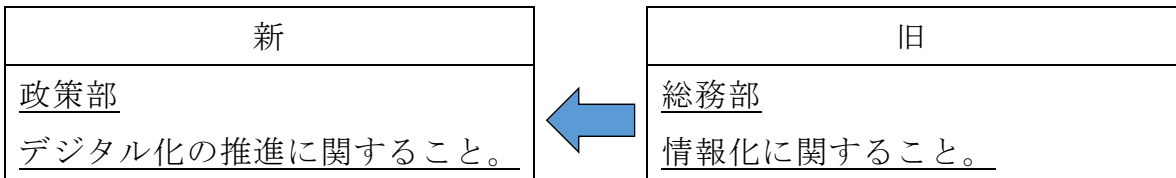
本市では、その基幹的な役割を担っていた「情報システム課」の名称を、本年度から「デジタル推進課」に改め、「ICT活用推進計画」に基づいて取組を進めていますが、急速に進展するデジタル化に全庁的に対応していく必要があります。

2 対応

市民の利便性向上と業務の効率化の両面から本市におけるデジタル化を一層推進するに当たり、総合計画、行財政改革及び財政の所管部門との連携を強化し、政策的かつ戦略的に全庁的な取組として進めていくため、総務部デジタル推進課を政策部に移管します。

3 条例改正の概要

(1) 事務分掌



(2) 施行日

令和6年4月1日